

静岡県告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、告示する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

事業所の名称	事業所の所在地	事業種類	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
アリス薬局 牛臥店	沼津市下香貫 3078-4	居宅療養管理指導	株式会社 エヌエスピー	三島市広小路町 12-14	平成29年10月1日
ふたば薬局	三島市寿町 3-38	介護予防居宅療養管理指導	エイコー株式会社	伊豆市加殿 46-19	平成29年11月1日
デイサービスセンターみどりの里	富士宮市上井出 2029-1	介護予防通所介護	社会福祉法人 富士厚生会	富士宮市上井出 2029-1	平成18年4月1日
デイサービスセンター 幸の郷	富士宮市安居山 797-2	認知症対応型通所介護	有限会社 アップルハート	富士宮市安居山 579	平成21年5月1日
在宅介護センターアイケア湖西	湖西市吉美 3270番地の5	訪問介護、介護予防訪問介護	株式会社アイケア	浜松市中区高丘北四丁目1番 46号	平成29年10月1日

=====

静岡県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、告示する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

事業所の名称	事業種類	事業者の名称	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
有限会社 めぐみの家	居宅介護支援事業	有限会社 めぐみの家	事業所の所在地、主たる事務所の所在地	三島市梅名 439-8	三島市谷田 226-5	平成29年6月1日
ポプラ訪問介護ステーション三	訪問介護、介護予防訪問介護	株式会社 イー・ケア	事業所の所在地	三島市谷田 173-13 パステ	三島市初音台 16-7	平成29年6月16日

島	護			ルコート田村 102		
恵みの丘ホーム ヘルパーステー ション	訪問介護、介 護予防訪問介 護	株式会社 恵 みの丘	事業所の 所在地、 主たる事 務所の所 在地位	伊東市寿町5- 16	伊東市玖須美 元和田 716- 179	平成 28 年 9 月 12 日
			事業者の 名称	株式会社 恵み の丘	株式会社 グ レイスホール 恵みの丘	

=====

静岡県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、告示する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

事業所の名称	事業所の所在地	事業種類	事業者の名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日
のどか居宅介護支援事業所	富士市宮島 851-1 グレー スA・I 102	居宅介護支援事業	一般社団法人 のどか	沼津市北高島町 21-42 くまたか ビル3F	平成 29 年 10 月 31 日

=====

静岡県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、次のとおり休止の届出があったので、告示する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

事業所の名称	事業所の所在地	事業種類	事業者の名称	主たる事務所の所在地	休止年月日
シフティーン熱海居宅介護支援事業所	田方郡函南町 丹那 1316-426	居宅介護支援事業	株式会社 シフト	駿東郡清水町 伏見 616-1	平成 29 年 12 月 1 日

